

# 令和3年度「専門家派遣による備前地域産品知名度向上応援事業」

## 支援事業者 募集要項

### 1 趣旨

岡山県備前県民局（以下「県民局」という。）管内において、管内の地域産品を使用し、自ら商品を製造・加工又は販売する中小ものづくり企業・団体に対し、ブランディング・商品開発・ICT・衛生管理・現場改善・事業計画などの専門家を派遣し、企業・団体が抱える個別の課題解決に向けたきめ細かなアドバイスを行うことにより、備前地域産品の知名度向上を目指すものです。

### 2 応募資格

県民局管内において、管内の地域産品（県民局管内で生産・収穫・採取等される産品）を主原料等で使用し、自ら商品を製造・加工又は販売する中小企業（※）・団体（個人・個人事業主は除く。以下、「事業者」という。）で、かつ備前地域産品を使用した売れる商品づくりを目指す事業者とし、次の要件を全て満たす必要があります。

(1) 備前県民局管内に主たる事業所・活動地を有すること。

※備前県民局の管内は、岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町の5市2町です。

(2) 岡山県税を滞納していないこと。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、それらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 事業者又はその役員等が訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

(6) 一方的に専門家の支援を受けるのではなく、主体的に取り組む意志があること。

(7) 本事業による成果の公表（（公財）岡山県産業振興財団または県民局のホームページ）と令和3年度末及び令和4年度以降に実施する成果測定アンケートに予め同意すること。

(8) 8月上旬に開催する面談審査（ヒアリング）に参加が可能なこと。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者（ただし、個人・個人事業主は除く。）、並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合

### 3 支援内容

#### 専門家の派遣【募集：7事業者程度】

各事業者の課題に応じた指導・助言を行う専門家（ICT利活用、ブランディング・商品開発・衛生管理・現場改善・事業計画等の専門家）を無償で派遣します。

ただし、1事業者につき1回3時間程度、全5回以内を予定。

\*管内の地域産品（県民局管内で生産・収穫・採取等される産品）を使用し、自ら商品を製造・加工又は販売する上での、事業の課題（ICT利活用、ブランディング・商品開発・衛生管理・現場改善・事業計画等）を広く対象とします。

### 4 募集期間

令和3年6月25日（金）から7月26日（月）17時まで（必着）

### 5 応募手続

#### (1) 提出書類

- ① 専門家派遣による備前地域知名度向上応援事業申込書 兼 事業計画書（様式1）  
\*様式1は、（公財）岡山県産業振興財団ホームページからダウンロードできます。  
[https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info\\_detail/show/612.html](https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/612.html)
- ② 法人：定款の写し  
団体：定款（団体の規約、団体の会員名簿）等の写し
- ③ 事業者等の概要がわかるもの（企業・団体の案内パンフレット等）  
\*支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。
- ④ 県民局管内で生産・収穫・採取等された地域産品を使用した商品の概要がわかるもの（商品パンフレット・案内等）  
\*支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 採択後、県税の「県徴収金等の滞納がないこと」という記載のある納税証明書(原本)  
(提出時に証明書発行日から3か月以内のもの)

#### (2) 提出部数

正本1部

#### (3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団  
経営支援部 創業・販路開拓支援課 販路開拓グループ  
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）

#### (4) 提出方法

電子メール・郵送・持参

\*封筒の表に「**専門家派遣による備前地域産品知名度向上応援事業**」と朱書きしてください。

## (5) その他

- ① 応募にかかる費用は、全て事業者等の負担とします。
- ② 提出された申込書類等は、返却いたしません。

## 6 選考について

- (1) 応募された事業者に対して、8月上旬に指定する日時にて面談審査（ヒアリング）を実施します。  
ご参加いただけない場合は、審査の対象外になります。
  - \* 1 応募者 30 分程度を予定しています。
  - \* 詳細なヒアリング日時は応募者が確定した後ご連絡いたします。
  - \* 面談審査（ヒアリング）については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンラインで実施することがあります。
- (2) 提出された書類及び面談審査（ヒアリング）の結果等を審査し、支援対象事業者等を選考します。その後速やかに、選考結果を通知します。
- (3) 選考については、非公開とし、審査内容に係る異議は受け付けません。
- (4) 募集要項の条件に違反した者の申込は無効とします。

## 7 選考後の手続

専門家派遣については、必要書類を提出していただいた後、三者面談のうえ専門家を決定し、専門家を現地に派遣して助言・指導を行います。

## 8 その他

- (1) 本事業について、HP等における成果の公表と令和3年度末及び令和4年度以降に実施する成果測定アンケートへの回答等、必要に応じてご報告いただきます。
- (2) 特別なノウハウや秘密事項については、事業者自身で予め法的保護を行うなどの対応をお取りください。

## 9 申し込み・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団

経営支援部 創業・販路開拓支援課 販路開拓グループ 瀬尾（せのお）・島本

〒701-1221 岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）

電話：086-286-9677 ファクス：086-286-9691

E-mail: [shinfo@optic.or.jp](mailto:shinfo@optic.or.jp)

ホームページ

[https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info\\_detail/show/612.html](https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/612.html)